

若年認知症の現状と実態

『若年認知症の人と家族のために～サービス利用のてびき～』を発行して

関本紀美子 (社)認知症の人と家族の会東京都支部

このたび、私たち「(社)認知症の人と家族の会東京都支部」は、『若年認知症の人と家族のために～サービス利用のてびき～』を発行しました。この発行に至る背景として、若年認知症の現状と実態と、私たちの活動についてご紹介いたします。

■全国に3万7000人以上

日本社会の急速な高齢化とともに、認知症の人は増えつづけています。認知症がメディアで取り上げられることも多くなり、また、日常の話題にのぼることも珍しくなくなりました。しかし、認知症は高齢者だけの病気ではありません。65歳未満で発症する認知症を「若年(性)認知症」と呼びますが、厚生労働省の調査(2009年3月発表)によれば、全国に3万7750人いると推計されています。

■本人も家族も不安でいっぱい

認知症の症状が現われた人は不安でいっぱいになります。「何かおかしい……あるはずのものが……できないはずのことができない……自分がいつもの自分でない……」。認知症の人を身近に見たことのない人が

誤って想像するように、「ほけたら何もわからないから幸せ」などということはないのです。

家族もまた、おろおろします。かんたんなことも理解できなくなったり、今までできていたことができなくなるだけでなく、とんでもないことをしでかしたり、突然怒り出して、いわれのないことで家族を激しく非難するなど、手がつけれなくなることもあるからです。

本人と家族の精神的ケア・サポートはとても大事なことです。どこに、誰に相談したらよいのか、誰にならわかってもらえるのか……という思いを、家族だけでなく、本人も抱いて日々暮らしているのです。

■同じ悩みをもつ家族が手をつなぐ

(社)認知症の人と家族の会は、30年前に京都で設立されました。全国に支部があり、現在の会員数は約1万人です。東京都支部もまた同年に設立されました。

私たちは電話相談で認知症の人やその家族の悩みを受け、会員のつどいでお互いの話を聞き、会報を発行して情報の交換をしてきました。体験や悩みを理解し共感できる人

士、話を聞き合うことは、つらい介護を続けていくうえで大きな力になります。

ここ数年、若年認知症の人たちの家族会や若年認知症に特化したサポート団体もいろいろできてきました。とくに東京にはさまざまな団体があります。私たちはいろいろな会が互いにつながりあうことも大切だと思っています。

■介護保険などの社会資源の活用を

介護保険ができて10年が経ちます。高齢者が介護保険を利用して、施設サービスや訪問看護・介護を利用するのはごく当たり前のことになってきました。私たち支部の電話相談でも、介護保険など活用できる社会的資源の積極的利用を勧めています。

若年認知症の人も、状態によっては要介護認定を受け、介護保険サービスを利用することができます。

でも、通常の引退年齢にはまだ間がある、働き盛りの年齢の人が認知症になった場合、高齢者の認知症の場合とは違う問題が出てきます。そのひとつは、仕事を続けられるかどうかという問題です。これは経済的問題であると同時に、アイデンティティや生きがいの問題でもあります。そして、子育て中なら、進学などに関わる経済的問題や子どもの精神的ケアの問題も出てきます。

若年認知症の人がいろいろな問題に直面したときに、どんな社会的資源を活用できるのか、相談を受ける私たち世話人もちゃんと知りたい、そして、必要な人たちに情報を届けたいと思い、公益信託オラル有志の会ボランティア基金の助成を得

『若年認知症の人と家族のために～サービス利用のてびき～』入手方法

「てびき」をご希望の方は、住所と氏名を記したA4判の封筒に180円切手を貼ったものを同封のうえ、下記までお申し込みください(残部少々)。

●申込先：(社)認知症の人と家族の会東京都支部
〒160-0003 新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
TEL. 03-5367-8853(火・木・金 10:00-16:00)

●認知症に関する電話相談
TEL. 03-5367-2339(火・金 10:00-16:00)



て、『若年認知症の人と家族のために～サービス利用のてびき～』を作成しました(2010年3月)。

■公的障害者支援も活用して

若年認知症の人は、医師の診断内容によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を取得して、その等級に応じて、税金の控除やさまざまな優遇措置を受けることができます。また、「特別障害者手当」や「障害年金」を受給できる場合もあります。

でも、「精神障害者保健福祉手帳」は、一定の条件(精神保健福祉法指定医または認知症の精神科医療に従事している医師の診断書など)を満たせば、若年認知症の人にも交付されるということを自治体の窓口担当者が必ずしも知らないという調査結果もあります。

そんなとき、担当者と交渉する際に、この「てびき」を役立てていただけたらと思います。

■訪問看護と介護を担うみなさんへ

「てびき」の巻末には、私たちの会を含め、さまざまな電話相談と情報サイトアドレスの一覧を載せました。訪問先で、若年認知症で悩んでいるご家族に会われた際には、相談電話番号のいくつかだけでも、どうぞメモして渡してあげてください。1本の電話の細い糸から、有益な情報が得られる場合もありますし、「話を聞いてくれる人がいる」「私だけが悩んでいるのではない」と思えるだけで、気持ちが折れずに済むかもしれないからです。